

TNR活動等促進ポイント付与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、市内におけるTNR（野良猫を捕獲し不妊手術を行い元の場所に戻す）活動の裾野を広げ、同活動の普及促進を目的としたTNR活動等促進ポイントを付与するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「ポイント」とは、尼崎市独自の電子地域通貨である「あま咲きコイン」でTNR活動等促進ポイントとして付与するものをいう。

なお、あま咲きコインの利用に関する取扱いについては、尼崎市が定める「あま咲きコイン利用規約」が別途適用される。

(2) 「TNR」とは、野良猫を捕獲し不妊手術を行い元の場所に戻すことをいう。

(3) 「個人」とは、尼崎市に在住する成人をいう。

(4) 「団体」とは、尼崎市内の地域自治組織（町内会、婦人会、防犯協会、管理組合）をいう。

(5) 「住民グループ」とは、尼崎市内で同じ活動区域（周辺に生息する野良猫から概ね半径200メートル以内）に居住する者からなる集団をいう。

(6) 「説明会」とは、市長が開催し、個人及び住民グループがこの要綱に定める助成金の交付を受けるために参加する野良猫不妊手術助成金交付説明会をいう。

(7) 「研修会」とは、市長が開催し、団体がこの要綱に定める助成金の交付を受けるために参加する野良猫対策活動出張研修会をいう。

(8) 「助成金申請」とは、尼崎市野良猫不妊手術助成金の申請をいう。

(9) 「野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（個人用）」とは、尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱に定める様式第3号をいう。

(10) 「野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（登録団体用）」とは、尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱に定める様式第3-1号をいう。

(11) 「野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（登録グループ用）」とは、尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱に定める様式第3-2号をいう。

(12) 「事務局」とは、あま咲きコイン事業の実施のために、尼崎市から委託を受けた事業者が設置・運営するあま咲きコイン事務局をいう。

(ポイントの付与対象及び内容)

第3条 ポイントの付与を受けることができる個人、団体又は住民グループや付与ポイント数は、次の各号のとおりとする。ただし、ポイントの付与については、予算の範囲内

で行うものとする。

(1) 個人

ア 令和7年度以降に初めて説明会を受講 500ポイント

イ 令和7年度以降に初めて説明会を受講し、初回TNR後、野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（個人用）により市長に対し、助成金申請を行った個人のTNR1頭目 1,000ポイント

ウ 助成金申請を行った個人の同号イ以外のTNR 1頭につき200ポイント

(2) 団体

ア 令和7年度以降に初めて研修会を受講した代表者 500ポイント

イ 令和7年度以降に初めて研修会を受講し、初回TNR後、野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（登録団体用）により市長に対し、助成金申請を行った代表者のTNR1頭目 1,000ポイント

ウ 助成金申請を行った代表者の同号イ以外のTNR 1頭につき200ポイント

(3) 住民グループ

ア 令和7年度以降に初めて説明会を受講した代表者 500ポイント

イ 令和7年度以降に初めて説明会を受講し、初回TNR後、野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（登録グループ用）により市長に対し、助成金申請を行った代表者のTNR1頭目 1,000ポイント

ウ 助成金申請を行った代表者の同号イ以外のTNR 1頭につき200ポイント

2 付与したあま咲きコインの有効期限は、付与日から2年とする。

（申請方法）

第4条 ポイントの付与を受けようとする個人、団体又は住民グループは、次の各号に掲げる申請書若しくは申請書兼報告書を市長に提出するものとする。

(1) 個人

ア TNR活動等促進ポイント付与申請書（様式第1号）

イ 野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（個人用）

(2) 団体

ア TNR活動等促進ポイント付与申請書（様式第2号）

イ 野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（登録団体用）

(3) 住民グループ

ア TNR活動等促進ポイント付与申請書（様式第1号）

イ 野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（登録グループ用）

（申請期日）

第5条 申請者は前条各号に規定する書類を付した上で下記の期間中に申請を行うものとする。

- (1) 前条第1項第1号ア、前条第1項第2号ア及び前条第1項第3号アについては、説明会又は研修会を受講した日
- (2) 前条第1項第1号イ、前条第1項第2号イ及び前条第1項第3号イについては、尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱第6条、第13条及び第20条に規定する助成金申請の申請期日を準用する。

(付与の取消)

第6条 市長は、TNR活動等促進ポイントの付与を受けた個人、団体又は住民グループが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、付与したTNR活動等促進ポイントの全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱に規定した条件を満たさないとき。
 - (2) 偽り、その他不正な手段によりポイントの付与を受けたとき。
 - (3) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第4号、第5号及び第7号に該当するとき。
 - (4) 暴力団等の利益になるとき。
 - (5) その他市長が不適当と認めるとき。
- 2 前項の規定により、ポイントの付与を取り消した場合において、当該取消部分に相当するポイントを既に使用しているときは、取り消したポイント数に応じた金額を返金させることができるものとする。

(ポイント付与数の管理及び支払い)

第7条 市長は、第3条第1項各号に規定するポイントを付与した場合、年度中に付与したポイント数の合計に1円を乗じた金額を、事務局の請求に基づき支払うものとする。

- 2 市長は、ポイント付与数について管理簿等により、その状況を明らかにしておくものとする。

(定めのない事項の処理)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第3条第1項各号ウの規定は、令和7年4月1日以降に実施されたTNR活動に対して適用する。